

表 EUの自動車設計・廃車(ELV)規則における主な要件と適用開始時期

時期	主な要件	内容など
2028年9月1日	適用開始	
2029年9月1日	自動車メーカーに拡大生産者責任(EPR)を適用	廃車の回収・処理などの費用負担の義務化 このほか、メーカーに対し同日以降、再生材使用割合目標達成などに係る「循環性戦略」の策定や処理事業者などに対する必要な情報開示を義務化
	処理事業者に対し、電気自動車(EV)バッテリー、タイヤ、燃料タンクなど付属書ⅧのCで定める部品の取り外しを義務化	
2031年9月1日	二輪車、トラック、バス、トレーラーへの規則の適用開始	
	技術的に走行不可能な中古車の輸出禁止	
2032年9月1日	新車における再生プラスチック利用率15%以上を義務化	うち、20%以上は廃車由来とする 2036年には25%に引き上げ 再生プラスチック利用率の計算・検証方法に係る委任規則は2028年8月末までに採択予定
	型式認証を受けるには、容易に部品が取り外し可能に設計されていることが必要	
	「デジタル循環性自動車パスポート」の義務化	自動車メーカーに対し、取り外し可能な部品、危険物質を含む部品や再生プラスチックの割合などの情報をデジタル化し、処理事業者などに無料提供することを義務化
2033年(予定)	鉄とアルミニウムについて、新車における一定割合以上の再生材の利用を義務化	欧州委は2027年9月末をめどに実現可能性調査を実施し、2028年9月末までに目標値に係る委任規則を採択予定
未定	マグネシウムや重要鉱物などについて、新車における一定割合以上のリサイクル材の利用を義務化	欧州委は2029年8月末をめどに実現可能性調査を実施し、目標値に係る委任規則を採択予定。適用開始日も同委任規則で定める

(出所)自動車設計・廃車(End-of-Life Vehicles:ELV)管理における持続可能性要件に関する規則[(EU) 2026/1738]、欧州委発表からジェトロ作成